

いまこそ、変革の波に乗り 経理がDXするチャンス。

電子帳簿保存法やインボイス制度など、経理を取り巻く環境が大きく変化するいまこそ、 経理が DX に向けて動き出すチャンス。

そう強調するのは、企業に所属してERPパッケージや会計ソリューションの導入など、 多くの案件に携わってきた、株式会社 We will 代表取締役で税理士の杉浦直樹氏。 各企業が業務を変革するために、「現在やるべきこと」とは何か。





取引情報がすべて「つながる」時代に。 経理を取り巻く環境が劇的に変化

―― 昨今の経理業務の変化について、どうお考えですか。

現在の経理のご担当は、本当に大変だと思います。電子帳簿保存法改正やインボイス制度に「Peppol(ペポル。受発注や請求に関わる電子文書をネットワーク上で授受するための国際規格)」、さらには消費税の取り扱いの変更と、このようなさまざまな変化が一度に訪れるタイミングというのは、なかなかないのではないでしょうか。

時代はデジタルを前提として物事を組み立てていくように変化しています。変革には痛みを伴いますが、なんとか乗り越えてほしい。経理には、お金を通じて企業活動の全てが集まると考えています。その意味でも、会社を変える入り口は、実は経理にあると思っています。

―― うまく対応できない企業も多いと聞きます。

そうですね、私はこれまでDX推進のために、多くの会社をコンサルティングさせていただきました。そういった経験の中で感じたことは、経理は現場の実情を、現場は経理の実情をお互いに理解することが重要だということでした。

例えば、現場に出張が多い社員がいたとします。毎回の旅費を計算するのって正直大変だと思うんです。その上、精算を間違えたら、そこでまた経理との摩擦を生んでしまう……。でも、仮に会社が一つの旅行会社と契約すれば、システムに簡単な入力を行うだけで処理が済み、精算がぐんと楽になります。経理側も「出張精算を早く済ませてほしい」「誤った精算を修正してほしい」といった依頼の必要がなくなり、負荷が軽減されます。このようにデジタルの力を活用し、現場も経理も互いに楽になる方法を模索することが大切です。

さらに、Peppolのようなプラットフォームが活用されるよう

になると、電子決済の内容がそのまま明細として取り込まれる ようになる可能性があります。そうなれば、もはや不正を疑う 必要もなくなると言えます。

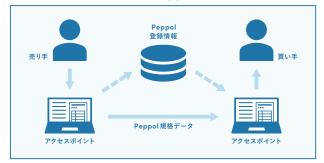
みんなで同じ船に乗っているんです。「現場が」「経理が」というのはもうやめて、今後は全員の手間を減らしていくように工夫していきたいですね。

―― 今後、経理業務の変化は加速するのでしょうか。

業務の流れ自体も、どんどん変わってくると思います。 従来は紙で請求書が届いたとき、それを「確かな情報」として、 経理がデータベースに入力する流れが一般的でした。ですが 今後は、売り手の「見積もり情報」がそのまま買い手と売り手 の「会計情報」になるなど、データの発生源が変わる可能性 があります。つまり、取引が発生すると同時に、データの収集 ができるんです。そして、見積もりから発注、請書、納品書、 請求書と、一連の流れがデジタルデータでやりとりされるこ とで、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」といった「状態」や 「判断」の情報が会計と結び付き、取引に関する全ての情報が つながる世界も考えられます。

私は、一貫したデジタルデータを取り扱うことで「つながり」の中に「正しさ」を証明できる時代がくると考えています。毎月一定数の請求書が出入りしているという事実は、その会社の信用そのものになり得ると思っています。受発注データを蓄積していくことで、例えば将来融資を受けたいときに、それらのデータが会社の「信用情報」となるかもしれない、そんなふうに感じているんです。このような世界が当たり前になると、郵送やFAXなどの紙の請求書は、迷惑だと認識されてしまうかもしれません。

[売り手と買い手をつなげるPeppolの仕組み]



Peppolを使用する全てのユーザーにおいて、電子インボイスでのやりとりが可能に。





経理が日本の未来を変える? SaaS でかなえる「優しい」組織づくりとは

―― この先、「信用情報」を蓄積するシステムづくりが避けて は通れない、と。

もちろん、このようなシステムを各企業が一から構築するのは実質不可能です。そこで、おすすめしているのがSaaS(サース。クラウドサーバー上にあるソフトウェアをインターネット経由してユーザーが利用できるサービス)の導入です。デジタル上で仕組み化できることが増えれば、業務の効率は飛躍的に上昇していくからです。

本来、現場の営業なら売上をつくることに注力するように、 経理は、現場がいかに滑らかに回るか、その仕組みづくりに 尽力するのが理想です。紙の請求書の確認・入力作業に追われているのは、非常にもったいない気がしています。

SaaSを提供する企業は、法改正やPeppol対応を順次行っています。経理が一人で頭を抱えているよりも、デジタルの力をうまく利用して便利な仕組みをつくり上げた方が、現場も経理もお互いに対して優しくいられるのではないでしょうか。

今後はオーディット(監査)機能も充実していくと思います。 そもそも、経費の精算や請求書の業務に関しても「それは確かなのか」という一次チェックは外部にあった方が健全です。 感情が入り込まないので、客観的な判断ができます。

SaaSを利用すると、経理・現場それぞれが本来の業務に集中できるのはもちろん、従業員数が300人くらいまでの会社が、大企業並みのシステムを持つことができます。さらに、本業に注力できることで競争力を担保することが可能になります。私は、世の中にはいろんな企業があった方がいいと考えています。SaaSによって、規模や業種などの個性もさまざまで、彩り豊かな企業が存在できる……。そんな優しい世界が実現する未来を

期待しています。

繰り返しになりますが、SaaS提供企業はユーザーニーズを 的確につかんでいます。搭載されている機能は、導入した企 業にとって非常に満足できるものと言えるでしょう。

―― 最後に、経理の方々へアドバイスをお願いします。

実は、このような状況でもまだ動いていない企業が大半で す。私はそれに危機感を持ち、警鐘を鳴らし続けています。

一方で、中にはDX推進へ向けて動き出してはいても「うまく運用できない」「失敗した」と感じている企業もあると思います。ですが、私はこれらを失敗だとは思いません。なぜなら模索しながら業務改善を行い、その結果何かしらの壁にぶつかっているということは、まさに成功の第一歩を踏んでいることを意味するからです。

経理の方の多くは、「決まったルール通りにきちんと業務をこなす」ことが得意なのではないでしょうか。ところが、変化が激しい現在では、DXについてもある程度推し進めながらルールを固めていくしか術がありません。通常と異なる役回りを求められている経理の担当者は、苦しいと思います。

ですが、企業活動の最終ランナーである経理には今後、取引の状態・判断・明細データといった、経営判断に必要な全てのファクト情報が集まってくる可能性があります。さらに将来的には、社会の変化を捉え、素早く会社を対応させていく役割を担うかもしれません。ぜひSaaSを活用してみてください。必ず皆さんの味方になってくれるはずです。

経理からのDX、まっとうだと思います。みなさんには経理 担当者としての誇りを持って、立ち上がってほしいですね。

「SaaSを導入する4つの主なメリット]





株式会社We will 代表取締役 税理士

杉浦 直樹 氏

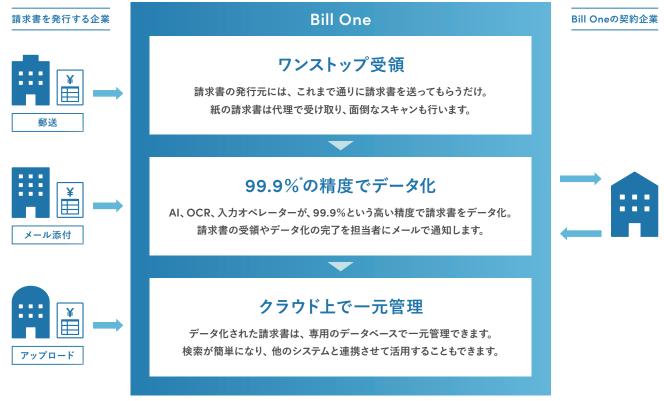
上智大学卒業後、日本オラクルにてERPパッケージ導入をはじめ多くの案件に携 わる。同社退社後、税理士法人We will、株式会社We willを設立。大きな変化 に直面する会社の業務を変革するため、テクノロジーがもたらすパックオフィスの 未来を探求している。

請求書受領から、月次決算を加速する



Bill Oneは、Sansan株式会社が提供するインボイス管理サービスです。 さまざまな形式・方法で届く請求書をオンラインで受け取り、

請求書業務を効率化することで、企業経営における意思決定のスピードを向上させます。



*Sansan株式会社が規定する条件を満たした場合のデータ化精度



あらゆる請求書を オンラインで受け取れる

3つのメリット



法改正に対応した 業務フローを構築できる



経理部門に限らず 組織全体の生産性が上がる

請求書に関する法改正には、Bill Oneが対応します。

2022年1月1日に改正が施行された電子帳簿保存法や、2023年10月1日に開始されたインボイス制度など、 Bill Oneを導入することで、法制度に対応した体制を構築することができます。

インボイス制度

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。 適格請求書(インボイス)は、税務署長に申請し、登録された課税事業者のみが発行できます。 請求書の受領企業が仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要になります。

適格請求書の受領だけでなく、発行にも対応しています

T1234567890123
10% ¥3,700

発行



264 E D A 117 A

受領

(1)234567890123
(10)3 [123,700]
(10)3 [123,700]

フォーマットに沿った 適格請求書の作成

適格請求書の発行 (紙・電子の両方に対応) 登録番号の照会 (国税庁のシステムとのAPI連携)

T1234567890123

適格請求書の要件を 自動でチェック

電子帳簿保存法

電子帳簿保存法(電帳法)により、電子請求書は電子保存しなければならなくなりました*。 紙の請求書にも対応しながら、電子請求書を取り扱う必要があるため、 コストをかけずに混在する紙と電子の請求書を一元管理する方法が求められています。

電帳法で定められた保存要件を満たして、請求書を電子保存します







タイムスタンプ



変更履歴・対応履歴の保存



請求書の検索

- *2022年1月から2023年12月31日までの間において電子取引によって授受した電子データ(請求書を含む)を保存要件に従って保存することができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データについて出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、引き続き保存期間終了まで出力した書面による保存が可能となります(令和4年度税制改正)。
- *2024年1月1日以降に授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、相当の理由があると認められ、かつ、その請求書について電磁的記録のダウンロードの求め及び 当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、保存要件を不要として、電子データの保存が可能となります(令和5年度税制改正)。



| お問い合わせ | デモ依頼やお見積もりについては、お気軽にお問い合わせください

bill-one@sansan.com

© 0800-100-9933

https://bill-one.com

Sansan 株式会社 [本社] 〒150-6228 東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ28F

- ※ 本資料は2022年6月に作成、2023年10月に改訂されました。掲載されている内容は改訂時点の情報です。
- ※ 本資料の記事・写真等の無断転載、複写、複製を禁じます。